

第5章 「福祉サービスの提供(障害福祉計画・障害児福祉計画)」の構成(案)

項目	現行計画に記載している内容		次期計画で新設・追加して記載する内容	
	記載事項	現行計画に定める成果目標・活動指標など		
1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	(1) 計画の概要		追加	障害児福祉計画の位置付けを追記
	(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正		追加	法改正等による制度内容を記載
2 サービス提供における基本的な考え方	(1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方		追加	「障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方」を追記
	(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方		追加	「障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」を追記
3 地域生活及び一般就労への移行等(目標)	(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定	[目標] 地域生活への移行者数 [目標] 施設入所者の削減数	新設	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標設定 [目標] 保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置
	(2) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定	[目標] 市内における地域生活支援拠点等の整備数		
	(3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定	[目標] 福祉施設から一般就労への移行者数の増加 [目標] 就労移行支援事業の利用者の増加 [目標] 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	追加	[目標] 就労定着支援事業所の職場定着率の増加
			新設	障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定 [目標] 市内における児童発達支援センターの設置 [目標] 市内における保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 [目標] 重症心身障害児・者を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 [目標] 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	(1) 訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所(福祉型、医療型)	追加	自立生活援助(定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスの創設)
	(2) 日中活動系サービス	生活介護 自立訓練(機能訓練、生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A・B型) 療養介護	追加	就労定着支援(就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等)の支援を行うサービスの創設)
	(3) 居住系サービス	共同生活援助 施設入所支援		
	(4) 相談支援	計画相談支援(サービス等利用計画、モニタリング) 地域移行支援 地域定着支援		
	(5) 障害児通所支援等	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 医療型児童発達支援 障害児相談支援(障害児支援利用計画、モニタリング)	追加	訪問型児童発達支援(重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの創設)
5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	(1) 理解促進研修・啓発事業			
	(2) 自発的活動支援事業			
	(3) 相談支援事業			
	(4) 意思疎通支援事業			
	(5) 日常生活用具給付等事業			
	(6) 移動支援事業			
	(7) 地域活動支援センター事業			
	(8) その他の事業			
6 適切なサービス提供のための方策	(1) 持続可能な制度構築に向けた考え方			
	(2) 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組			